

広島県東部花き地方卸売市場業務規程

業 務 規 程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 株式会社広島県東部花き流通センター（以下「開設者」という。）が開設する広島県東部花き地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程に定めるところによる。

(開設者の業務運営の基本原則)

第2条 開設者は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(市場の名称及び位置)

第3条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
広島県東部花き 地方卸売市場	福山市赤坂町大字 赤坂1143-1

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、次に掲げる物品とする。

部 類	品 目
花き部	切り花、鉢物、花木及びこれらの加工品 並びに関連する物品

(開場の期日)

第5条 開場の期日は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き毎日開場するものとする。

（1）土曜日

（2）日曜日

（3）12月30日から1月4日まで

2 開設者は、前項の規定に関わらず、特に必要があるときは、これを臨時に変更する

ことができる。

(開場及び販売の時間)

第6条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の円滑な運営を確保するため必要があると開設者が認めたときは、これを臨時に変更することができる。

開場時間 午前7時30分から午後4時30分まで

販売時間 午前8時から午後4時30分まで

(市場関係者への通知)

第7条 開設者は、開場の期日や販売の時間等を臨時に変更しようとするときは、あらかじめその旨を掲示し、かつ、その他の方法により関係者に周知を図るものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第8条 卸売業者は、株式会社広島県東部花きとする。

(保証金の預託)

第9条 卸売業者は、その業務を開始する前に、保証金を開設者に預託しなければならない。

2 保証金の額は、開設者が別に定める額とする。

(保証金の充当)

第10条 開設者は、卸売業者が使用料その他市場に関して開設者に納付すべき金額の納付を怠ったときは次項の規定にかかわらず優先して保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して、市場における販売又は販売の委託をした者は当該販売又は販売の委託による債権に関し当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

2 前項の保証金には、利息をつけないものとする。

(せり人)

第 12 条 卸売業者が市場において行なう卸売のせりに従事するせり人は、その者について当該卸売業者が開設者に届け出た者でなければならない。

2 前項のせり人は、次に掲げる者のいずれにも該当しない者でなければならないものとする。

(1) 破産者であつて復権を得ない者

(2) 当該市場の買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人である者

(3) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者

3 第 1 項のせり人は、前項の基準に掲げる者に該当しない者であつて、1 年以上卸売業務に従事したことのある者、又はせり人講習会等の講習を受けた者でなければならないものとする。

4 せり人は、卸売のせりに従事するときは、

開設者の指定した帽子を着用しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第 13 条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法等関係事務処理要領（昭和和 48 年 3 月 2 日制定）別記様式第二号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後 90 日以内に開設者に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行つたときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1 年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められ得る者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

第 2 節 仲卸業者

(仲卸業者の数)

第 14 条 仲卸業者の数は、2 以内とする。

(仲卸業者の承認)

第 15 条 市場において仲卸の業務を行おうとする者は、開設者の承認を受けなければならぬ。

2 前項の承認を受けようとする者は、開設者の定めるところにより、次の事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び代表者の氏名

(3) 当該承認を受けて仲卸の業務を行おうとする取扱品目の部類

3 開設者は、第 1 項の承認の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 禁固以上の刑に処せられた者、又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しない者

(3) 市場の仲卸の業務の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

(4) 市場の卸売業者、又は卸売業者の役員でその業務を執行する者、若しくはその使用人

(5) 仲卸の業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験並びに、資力信用を有しない者

(6) 前条に定める数を超えるとき。

4 開設者は、第 1 項の承認をしたときは、申請書を事務所に備えて置くものとする。

(保証金の預託)

第 16 条 仲卸業者は、前条第 1 項の承認を受けた日から起算して 1 月以内に保証金を開設者に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 保証金の額は、開設者が別に定める額とする。

4 第 10 条及び第 11 条の規定は、前項の保証金について準用する。

(取引保証金)

第 17 条 仲卸業者は、承認を得たときは前条のほかに、別に定める取引保証金を所定の売買取引契約書に添えて、卸売業者に提出するものとする。

(仲卸業者の承認の取消し)

第 18 条 開設者は、仲卸業者が第 15 条第 3 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号のいずれかに該当するに至ったとき、又はその業務を的確に行うのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取消すものとする。

2 開設者は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに当該承認の通知を受けた日から起算して 1 月以内に保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに当該承認の通知を受けた日から起算して 1 月以内に仲卸の業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がないのに引き続き 1 月以上仲卸の業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がないのに仲卸の業務を的確に遂行しないとき。

(仲卸業者の営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第 19 条 仲卸業者が市場における仲卸業務に係る営業の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて開設者の承認を受けたときは、譲受人は仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者の合併の場合において、当該合併について開設者の承認を受けたときは、合併後存続する法人、又は合併により設立された法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第 1 項又は前項の承認を受けようとする者は、開設者の定めるところにより、申請書を開設者に提出しなければならない。

4 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の承認について準用する。

(名称変更等の届出)

第 20 条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所に変更があつたとき。
- (2) 法人である場合にあっては、資本若しくは出資の額、又は代表者を変更したとき。
- (3) 仲卸の業務を開始し、休止し又は再開したとき。
- (4) 仲卸の業務を廃止しようとするとき。

2 仲卸業者が死亡又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は精算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第 21 条 仲卸業者は、毎事業年度の末日から起算して 90 日を経過する日までに事業報告書を開設者に提出しなければならない。

(仲卸業者章)

第22条 開設者は、第15条第1項の承認をしたときは、仲卸業者章を交付するものとする。

2 仲卸業者は、前項の仲卸業者章を市場内において常に着用しなければならない。

3 仲卸業者は、第18条の承認の取消しを受けたとき又は業務を廃止したときは、すみやかに仲卸業者章を開設者に返還しなければならない。

第3章 買受人

(買受人の承認)

第23条 市場において、卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。以下「買受人」という。）は、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を開設者に提出しなければならない。

（1）氏名、名称及び住所

（2）法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び代表者の氏名

3 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が卸売の相手方として必要な経験並びに資力信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないことができる。

4 開設者は、第1項の買受人を承認したときは、買受人の名簿を事務所に備えて置くものとする。

(名称変更等の届出)

第24条 前条1項の承認を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

（1）買受人が氏名、名称又は住所を変更したとき。

（2）買受人が卸売業者から卸売を受けることを廃止しようとするとき。

2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は精算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し)

第25条 開設者は、買受人が第23条第3項に該当することとなったとき、その承認を取消すものとする。

2 開設者は、買受人が次のいずれかに該当することとなったときは、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

（1）売買取引に関し不正の行為があったとき。

- (2) 売買代金の支払いを不当に怠ったとき。
- (3) 正当な理由がなくて引き続き3月以上休業したとき。

(買受人章)

第26条 開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。

2 買受人は、前項の買受人章を市場内において常に着用しなければならない。

(取引保証金)

第27条 買受人は、承認を得たときは、別に定める取引保証金を所定の売買取引契約書に添えて、卸売業者に提出するものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第28条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第29条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 次表の第1に掲げる物品 せり売の方法
- (2) 次表の第2に掲げる物品 せり売と相対取引

売買取引の方法	品 目
第1 せり割合：100%	せり場で取り扱う物品
第2 せり割合：50%以上	一定の規格又は貯蔵品を有し、かつその供給事情が比較的安定している物品で別に掲示した品目

2 前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあっては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次に掲げる場合であって業務規程で定めるところにより開設者がせり売の方法によることが著しく不適当と認めたときは、相対取引の方法によることができる。

- (1) 災害が発生した場合
- (2) 入荷が遅延した場合
- (3) 卸売の相手方が少数である場合

- (4) せり売の方法による卸売により生じた残品の販売をする場合
- (5) 卸売業者と買受人（仲卸業者を含む。以下同じ。）との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した取扱品目の卸売をする場合
- (6) その他緊急やむを得ない理由により通常の卸売のための販売開始時刻以前に販売をする場合
- (7) 第38条ただし書きの規定により、その市場における買受人以外の者に対して販売をする場合

3 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であつて開設者が指示したときは、せり売の方法によらなければならない。

- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 開設者は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更しようとするときは、卸売業者、買受人その他利害関係者の意見を聽かなければならない。

5 開設者は、第1項第2号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

(相対取引の承認申請)

第30条 前条第2項の規定による承認を受けようとする卸売業者は、業務規程で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を開設者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 相対取引により卸売をしようとする物品の品目、産地及び数量
- (3) せり売の方法によることが著しく不適当である理由

(売買取引の単位)

第31条 市場における売買取引の単位は、本数又は出荷容器による。ただし、慣行があるときは、その単位とすることができます。

(秘密取引の禁止)

第32条 卸売の販売取引は、秘密の方法（その下、目やり等）によって行つてはならない。

2 卸売の売買呼値は、金額による。ただし、取引の慣行があるときは、その符号を用いることができる。

(指値ある受託物品)

第 33 条 卸売業者は、受託物品に指値（消費税額を除く。以下同じ。）のあるときは、販売開始前にその旨を呼び上げ又は掲示しなければならない。

2 前項の呼び上げ又は掲示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

(せり売の方法)

第 34 条 卸売のためのせり売は、その販売物品について荷印、等級及び数量その他必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格（消費税額を除く。以下同じ。）を 3 回呼び上げたとき、その申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高価格が指値に達しないときは、この限りでない。

3 前項の呼び上げ回数は時宜により変更することができる。

4 最高申込価格が 2 人以上あるときは、抽選その他適宜の方法によりせり落し人を決定する。

5 せり人は、せり落し人を決定したときは、直ちにその価格及び買受人番号又は商号を呼び上げなければならない。

(相対取引の方法)

第 35 条 相対取引とは、一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行なう方法をいう。

2 卸売業者は、第 29 条第 1 項で定める物品を相対取引の方法により販売しようとする場合は、業務規程の定めるところによりその旨を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 卸売業者は、相対取引による卸売をするときは、卸売場においてその販売開始前に当該物品と他の上場物品とを明確に区分し、表示しなければならない。

4 相対取引による卸売は、異なる取引習慣のある場合を除き、現品又は見本によって行うものとする。

5 卸売業者は、相対取引による卸売のための場所及び時間をあらかじめ定め、買受人に周知するものとする。

(異議の申立)

第 36 条 せり売に参加した者がそのせり落しについて異議があるときは、直ちに開設者にこれを申し立てることができる。

2 開設者は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直しを指

示することができる。

(差別的取扱の禁止)

第 37 条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人その他卸売を受ける者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第 38 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であって開設者が買受人の買受けを不当に制限することとなるないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 市場における入荷量が著しく多い場合、又は当該市場に出荷された花き等が当該市場の買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
 - (2) 市場の買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合
 - (3) 入荷量を調整するため他の卸売市場の卸売業者に対して卸売をする場合
- 2 卸売業者は、市場内において一般消費者に対し販売を行ってはならない。ただし開設者が認めたときはこの限りでない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)

第 39 条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場において取扱品目の部類に属する花き等についてされる卸売の相手方として、花き等を買い受けてはならない。

(委託手数料以外の報酬の収受の禁止)

第 40 条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第 52 条で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(売買取引条件の公表)

第 41 条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 嘉勉金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(受託契約約款)

第 42 条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めることができる。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、開設者に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

(販売前における委託物品の検収)

第 43 条 卸売業者は、委託物品の受領に当たっては、検収を確実に行い、委託物品の種類、数量、等級、品質等について異常を認めたときは、その結果を物品受領書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託物品の受領に出荷者が立ち会つてその了承を得られたときは、この限りでない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

第 44 条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならぬ。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告しないで他の者に販売をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、又は相対取引に係る価格にその 8 %（軽減対象資産以外のものにあっては、10 %）に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

第 45 条 せり売の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者はその売買を差止め、又はせり直しを命ずることができる。

(1) 談合その他不正な行為があると認めたとき

(2) 著しく不適当な価格が生じたとき、又は生ずる恐れがあると認めたとき

(仲卸業者の業務の規制)

第 46 条 仲卸業者は、当該市場内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 2 項に掲げる行為については次項の規程により開設者の承認を得たときはこの限りでない。

(1) 当該仲卸業者の承認に係る取扱品目の部類に属する物品について販売の委託の引受けをすること。

(2) 当該仲卸業者の承認に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以

- 外の者から買い入れて販売すること。
- 2 仲卸業者は、その承認に係る取扱品目の部類に属する物品であって、当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合は、開設者の承認を得なければならない。
- 3 開設者は、前項の承認に際して、当該物品に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき、調査して行なうものとする。
- 4 仲卸業者は、市場内において一般消費者に対し販売を行ってはならない。ただし開設者が認めたときはこの限りでない。

(衛生上有害物品の売買禁止)

- 第 47 条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。
- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を指示することができる。

(卸売業者の卸売予定数量等の報告及び公表)

- 第 48 条 卸売業者は、毎開場日の卸売予定数量、産地、卸売数量及び卸売価格について、主要品目ごとに開設者に報告するものとする。
- 2 卸売業者は、前項の規定により報告を行った事項について、卸売場その他の市場の見やすい場所に速やかに掲示して公表するものとする。
- 3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第 41 条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(開設者の卸売予定数量等の公表)

- 第 49 条 開設者は、前条の報告を受けたときは、その日の主要品目の卸売予定数量並びに卸売数量及びその卸売価格を市場の見やすい場所に速やかに掲示して公表するものとする。
- 2 開設者は、前項の公表の内容が、前条第 2 項の公表の内容と同一であるときは、卸売業者と共同で公表することができる。

(仕切り及び送金等)

- 第 50 条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対しその卸売をした日か

ら 3 日以内に当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。）数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の 8 %（軽減対象資産以外のものにあっては、10 %）に相当する金額、（当該委託者の責めに帰すべき理由により、第 57 条の規定による卸売代金の変更をした物品については当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の 8 %（軽減対象資産以外のものにあっては、10 %）に相当する金額。）、控除すべき第 52 条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と 金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下、「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付しなければならない。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

（条件付受託物品の販売不能の際の措置）

第 51 条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、指値その他の条件のある受託物品を相当期間内に、その条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

（委託手数料の率）

第 52 条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料は、卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）に、次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額以内とする。

取扱品目	率
切り花、鉢物、花木及びこれらの加工品並びに関連する物品	100分の10

（出荷奨励金の交付）

第 53 条 卸売業者は、当該市場における安定的供給の確保を図るため、あらかじめ特約した出荷者に対して、その卸売金額に次の交付率を乗じて得た金額以内において出荷奨励金を交付することができる。

率 100 分の 1

2 卸売業者は、出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を害するおそれがあり、かつ前項の目的に資するものでないときは、出荷奨励金を交付してはならない。

(買受代金の支払義務)

第 54 条 買受人は、卸売業者から買受けた物品の買受代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を、別に定める取引契約書に定めた期日までに支払わなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。

(買受代金決済の方法)

第55条 買受人並びに仲卸業者の買受代金の決済は、現金による翌週払のほか金融機関口座振替（以下、「口座振替」という。）によるものとし、その指定金融機関及び決済条件などについては、開設者が別に定めるものとする。

(売買取引契約)

第56条 買受人並びに仲卸業者と卸売業者の売買取引は、売買取引契約を結んで行なうものとし、その契約事項・契約書の様式などについては、開設者が別に定めるものとする。

(卸売代金の変更の禁止)

第 57 条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、正当な理由があるときでなければ、これを変更してはならない。

(完納奨励金の交付)

第 58 条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して、その卸売代金に次の交付率を乗じて得た金額以内で完納奨励金を交付することができる。

率 100 分の 1

2 前項の完納奨励金の交付が他の市場の卸売業者間に過度の競争による弊害を生ずるおそれがあり、又は卸売業者の財務の健全性を損ない、若しくは市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、完納奨励金を交付してはならない。

(決済の方法)

第 59 条 市場における売買取引の決済は、第 50 条から第 58 条までに定めるものほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

(施設の使用指定)

第 60 条 卸売業者又は買受人が使用する市場施設の位置、面積、その他の使用条件は、開設者が指定するものとする。

(用途変更、転貸等の禁止)

第 61 条 市場施設の使用者は、当該施設の用途を変更し、又は施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(返還)

第 62 条 市場施設の使用者の死亡、解散若しくは廃業、その他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、精算人、代理人又は本人は、開設者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、開設者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又許可の取消しその他の規制)

第 63 条 開設者は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場運営上必要があると認めたときは、使用者に対し、使用の指定又は承認若しくは一部を取消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置の指示をすることができる。

(補修命令)

第 64 条 故意又は過失により市場施設を滅失、又は損傷した者は、開設者の命により、その補修をし、又はその費用を弁償しなければならない。

(使用料等)

第 65 条 市場施設の使用料等については別に定める。

2 市場施設において使用する電気、水道、電話等の費用及び情報処理施設、搬送施設等の経費並びにこれらの設備の維持管理等に要する費用は、当該使用者の負担とする。

第 5 章 管理

(報告)

第 66 条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、卸売業者、買受人に対し、その業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(改善措置命令)

第 67 条 開設者は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、当該市場の関係人に対し、その業務に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(市場秩序の保持)

第 68 条 取引参加者及び関連事業者は、市場の秩序を乱し、又は利用者の利益を害する行為を行なってはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持、又は利用者の利益の保全を図るため必要があると認めたときは、取引参加者又は関連事業者に対し市場の秩序を守るべき旨の指示、又は入場の制限をすることができる。

(無許可営業の禁止)

第 69 条 何人も市場内においては、開設者の承認を得ずに物品の販売、その他の営業行為をしてはならない。

(清潔等環境の保持)

第 70 条 市場施設の使用者及び利用者は、自己の商品、容器、その他物品の整理に留意するとともに、常に市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 何人も、ごみ、その他の廃棄物を市場内に持込んではならない。

3 開設者は、市場の清潔等環境の保持を図るため、必要があると認めるときは、施設の使用者及び利用者に対し、適当な指示又は措置をとることができる。

(市場運営協議会)

第 71 条 開設者は、市場の円滑な運営を図るため、市場運営協議会を置くものとする。

2 市場運営協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 市場の運営の円滑化に関する事項
- (2) 市場の取引合理化（改善）に関する事項
- (3) 市場業務に係る業務調整等に関する事項
- (4) その他重要事項

3 第 1 項の市場運営協議会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

第 6 章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第 72 条 開設者は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(1)施設の取扱対象品目

(2)施設の設定温度と温度管理に関する事項

(3)品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者は、前項の規定で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第 7 章 その他

(関係規程の制定)

第 73 条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この業務規程は、2001 年（平成 13 年）4 月 1 日から施行する。
- 2 この業務規程は、2005 年（平成 17 年）10 月 11 日から施行する。
- 3 この業務規程は、2014 年（平成 26 年）4 月 1 日から施行する。
- 4 この業務規程は、2020 年（令和 2 年）6 月 21 日から施行する。